

名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ（GRL）
レクチャールーム等使用内規

制定 平成 30 年 4 月 27 日
改正 令和 2 年 7 月 31 日
改正 令和 4 年 4 月 1 日
改正 令和 7 年 4 月 1 日

（趣旨）

第1条 名古屋大学（以下「本学」という。）のジェンダー・リサーチ・ライブラリ（以下「GRL」という。）におけるレクチャールーム及び小会議室の使用は、ジェンダー研究の発展を本旨とする。その使用に関し必要な事項は、東海国立大学機構固定資産貸付基準（令和2年度機構基準第8号）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

（管理責任者）

第2条 レクチャールーム及び小会議室の運営は、GRLが行う。

2 GRLに管理責任者を置き、男女共同参画・多様性担当副総長をもって充てる。

3 管理責任者は、GRLの管理に関する業務を掌理する。

（使用の範囲）

第3条 レクチャールーム及び小会議室の使用の範囲は、GRLまたはジェンダーダイバーシティセンターが主催、共催又は後援する会合及び行事に使用するもののほか、次の用途に使用することができる。ただし、営利を目的とし、不特定多数の者から入場料又はこれに類するものを徴して行う場合を除く。

- 一 本学又は本学の部局が主催するジェンダーに関わる研究、教育、学術及び文化に関する会合及び行事
- 二 本学の職員等が主催するジェンダーに関わる教育、学術及び文化に関する会合及び行事
- 三 ジェンダーに関わる学会その他の学術団体が主催して行う会合及び行事
- 四 その他管理責任者が適当と認めたジェンダーに関わる会合及び行事

（使用できない日）

第4条 レクチャールーム及び小会議室を使用できない日は、次のとおりとする。

- 一 12月29日から翌年1月4日まで
- 二 その他、管理責任者が定める日

（使用時間）

第5条 レクチャールーム及び小会議室の使用時間は、GRL開館時間（火曜日～木曜日と土曜日の午前10時から午後5時まで、金曜日の午前10時から午後8時まで）とする。ただし、管理責任者が必要と認めたときは、この限りではない。

（使用の申請）

第6条 レクチャールーム及び小会議室の使用を希望する者は、事前に別に定める使用申請書を管理責任者に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 レクチャールーム及び小会議室の使用申請は、使用しようとする日の1年前の日から2月前までの間に受け付けるものとする。

(使用の許可)

第7条 管理責任者は、前条の使用申請があったときは、同一施設に対して同一日時の使用許可が既に与えられていない、及びGRLの運営に支障がない限り、必要な条件を付して、使用の許可を行うものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、許可しない。

- 一 GRLの設置目的を逸脱し、又はGRLの品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- 二 法令に反するとき。
- 三 公の秩序又は善良なる風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 四 利用者が反社会的勢力であることが判明したとき。
- 五 反社会的勢力の利益になると認められるとき。
- 六 GRLの他の利用者に不都合又は支障が生じるおそれがあると認められるとき。
- 七 GRL又は附帯する設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 八 GRLの管理・運営上、支障があると認められるとき。
- 九 利用者が、GRL関係者に対して、次の各号に掲げるいずれかの行為に及んだとき。
 - イ 虚偽の事実を告げる行為
 - ロ 粗野又は乱暴な言動を用い、並びに迷惑を覚えさせるような方法で訪問又は電話する行為
 - ハ 暴行又は脅迫その他の違法な行為
 - ニ 金銭の支払い、責務の免除、契約の締結又は便宜の供与その他のGRLによる給付で、GRLが法律上の義務を負わないものを、GRLの意思に反して求める行為
- 十 利用者が、法令違反又は不公正な営業等によって社会的信用を失ったとき。
- 十一 政治活動又は特定の宗教の布教活動が目的と認められるとき。
- 十二 その他GRLが不適當であると認めたとき。

(使用料)

第8条 レクチャールーム及び小会議室の使用料（以下「使用料」という。）の額は、別に定める。

(使用料の納入)

- 第9条 第7条により使用の許可を得た者（以下「使用者」という。）は、予算又は費用の振替により所定の使用料を納入するものとする。この場合において、政府補助金等で納入する場合又は使用者が学外の団体の場合は、本学の発行する納入依頼書によるものとする。
- 2 使用料の納入は、使用者が学外の団体の場合においては、使用日の前日までに所定の納入先へ納入しなければならない。ただし、GRL又はジェンダーダイバーシティセンターが主催、共催又は後援する会合及び行事については、使用料の納入を要しない。
- 3 既納の使用料は、返納しない。ただし、天災、事故その他使用者の責任によらない理由で使用できなくなったときは、その一部又は全部を返納するものとする。

(使用者の注意義務)

第10条 使用者は、この内規及び別に定める使用者心得を遵守するとともに、レクチャールーム及び小会議室の施設、備品等を、善良な管理者の注意をもって、常に良好な状態で使用しな

なければならない。

（目的外使用の禁止）

第 11 条 使用者は、使用が許可された目的以外にレクチャールーム及び小会議室の施設、備品等を使用し、又は第三者に使用させてはならない。

（使用許可の取消し等）

第 12 条 管理責任者は、使用者がこの内規及び第 7 条の規定により付された使用の条件に違反したと認めるときは、当該使用者の使用許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

（使用許可内容等の変更及び使用の中止）

第 13 条 使用者は、第 7 条の規定により使用の許可を受けた内容について変更する必要があるとき、又は使用を中止しようとするときは、直ちにその旨を管理責任者に申し出て、その許可を得なければならない。

（原状回復の義務）

第 14 条 使用者は、使用を終了したとき、又は第 12 条の規定により使用を中止させられたときは、直ちに使用した施設、備品等を原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第 15 条 使用者が故意又は重大な過失により当該使用に係るレクチャールーム及び小会議室の施設、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

（事務）

第 16 条 レクチャールーム及び小会議室の使用に関する事務は、関係部・課の協力を得て、GRL において処理する。

（雑則）

第 17 条 この内規に定めるもののほか、レクチャールーム及び小会議室の使用に関し必要な事項は、GRL 運営委員会、GRL 運営委員会小委員会の議を経て、管理者が定める。

附 則

この内規は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 2 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。